

特定秘密保護法と人権



● 国家の秘密情報

昨日、特定秘密保護法案が与党による強行採決の末、衆議院を通過した。情報公開と透明性が世界の常識とされる今、日本の権力者はその真逆に突き進むようとしている。権力をもたない私たち市民にとって、知る権利と知らせる権利によって得る情報こそが、権力を監視し暴走を制止する唯一の手段である。それがもぎとられようとしている。隠し事があるかのように、自民党政府はこっせりと猛スピードでこの法案を通過させた。

国連の「表現の自由に関する特別報告者」と「健康の権利に関する特別報告者」の二人が、この法案に対

する深い懸念を一月二二日、ウェブ上で表明した。「ジャーナリストや市民社会を代表する個人が、公共の利益になると考えて、情報を受けたり流布したとしても、その情報がだれか個人に差し迫った深刻な被害をもたらしすぎることがないかぎり、制裁の対象にすべきではない」と述べた。昨年、福島を訪問した健康の権利に関する特別報告者は、「とりわけ災害時において、だれもが自分の健康に関して情報を得たうえで判断を出せるよう、一貫性のあるタイムリーな情報を（政府は）社会に確実に配布することが重要だ」と述べた。

IMADRは差別撤廃のために国連と現場の運動をつなぐ役割をにな

っている。人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約など、日本が批准した人権条約の実施状況について、他団体と協力しながら、現場の実態と声をレポートにして当該の条約委員会に提出し、審査になればジュネーブに行き、委員や国連スタッフへのロビー活動を行っている。昨年二月には、米軍基地の辺野古（へのか）移転問題について、琉球・沖縄の人びとに対する差別と人権侵害の問題であるとして、緊急介入を行うよう人種差別撤廃委員会に要請した。二月一四日のバレンタインデーの「毎日新聞」朝刊一面トップを飾ったこのニュースに、外務省は立腹したとかしなかったとか……。定義が曖昧で、権力者

がいかなようにも解釈することを許す
秘密保護法案は、これから私たちの
活動にどのような影響をもたらすの
だろう？ 懸念は広がるばかりであ
る。

●個人の秘密情報

一方で、政府が管理している個人
のセンシティブ情報は保護されてい
ない。二〇〇五年に施行された個人
情報保護法は戸籍情報を適用外とし
ている。そうでなくてもこの法律
は、個人情報の保護に関する国連一
〇原則やOECD八原則の基準をク
リアしていない。さらには政府が戸
籍のために使用目的が特定されない
まま個人情報を集めたり、差別につ
ながる情報を集めること自体、これ
ら原則では認められない。国内法で
適切にカバーされていないなか、一
部業者による職務上請求書の乱用
と、差別を目的にした戸籍の不正取
得の事件があつたをたさない。

二〇一四年七月に自由権規約の実
施に関する日本報告書審査が行われ
る。審査前のプロセスとして、一
月、自由権規約委員会は日本政府に
二八項目からなる質問リストを出し
た。それより前の八月、この質問リ
ストにこの戸籍情報の問題（自由権

規約第一七条一項「何人も、その私生
活、家族、住居若しくは通信に対して恣
意的に若しくは不法に干渉され又は名譽
及び信用を不法に攻撃されない」が含
まれるよう、IMADRは部落解放
同盟と協力して報告書を作成し、自
由権規約委員会に出した。一〇月二
四日には、ジュネーブで自由権規約
委員会に対する日本のNGOによる
非公式ブリーフィングが開かれ、部
落解放同盟とIMADRからも代表
が参加した。橋下大阪市長に関する
『週刊朝日』の部落差別記事事件を
事例にして、個人の出身を特定する
ために戸籍情報が違法に取得され乱

用されていること、戸籍に記載され
ている情報が部落差別を支えて助長
していることなどを訴えた。

政府に対する質問リストには、残
念ながらこの問題は含まれなかつ
た。部落に関する質問として、「部
落民のマイナスイメージの固定化に
対してどのような措置をとっている
のか？」が含まれていた。来年七月
までに質問リストに対する回答書を
政府は出すであろうし、IMADR
を含むNGOも質問に対する独自の
回答を出すと思われる。

国の情報については「秘密」とい
うラベルを貼って困い込もうとする
政府。個人にかかわる重要な戸籍情
報は、つい数年前まで「原則公開」
として人権にもとづく管理を怠って
きた政府。今、国が打ち出す価値が
「人権」から「忠誠心」に大きく切
り替えられようとしている。

（小森恵）